

# お知らせ

令和7年4月1日から健康保険法等の改正により、  
入院時食事療養費の標準負担額が変わります。  
変更前後の金額は下表のとおりです。

[1食あたりの患者負担額]

区分	対象者の分類		改正前	改正後
			令和7年3月31日迄	令和7年4月1日～
A	市町村民税課税世帯の方		490円	510円
B	市町村民税課税世帯の方	・指定難病の方 ・小児慢性特定疾病の方	280円	300円
C	市町村民税非課税世帯で低所得者Ⅱの方	・過去1年間の入院期間90日以内の方	230円	240円
		・過去1年間の入院期間90日超の方	180円	190円
D	市町村民税非課税世帯で低所得者Ⅰの方		110円	110円

区分 B に該当する方は受給者証を、区分 C・D に該当する方は、マイナンバーカード又は加入されている医療保険の標準負担額減額認定証を入退院受付へご提示ください。